



▲市HP

年金医療課 (☎27-2740)

福祉医療制度は、加入する健康保険で医療機関を受診したときに、医療費の自己負担分を市が助成する制度です。

認定には申請が必要です

福祉医療制度の対象は、下表の資格要件を満たす人です。認定を受けていない人は申請をしてください。申請は年金医療課・各支所市民サービス課で受け付けています。受給資格者には「福祉医療費受給資格者証」または「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関で保険証と一緒に提示することで、医療費の自己負担分が助成されます。

福祉医療制度の利用方法

【県内で受診する場合】

保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証などを医療機関の窓口で提示してください。自己負担分が無料になります。

※高額な医療費になる治療を受ける場合は、健康保険者が発行する「限度額適用認定証」を医療機関に掲示するか、電子的確認を受けてください。

い。提示または電子的確認がない場合は、一部窓口での支払いが生じることがあります

【県外で受診する場合】

医療費の自己負担分を医療機関の窓口で支払ってください。後日、年金医療課または各支所市民サービス課で申請すると、窓口で支払った自己負担分が支給(払い戻し)されます。

ひとり親・重度・心身障害者の受給資格者証を更新します

新しい受給資格者証を7月中旬に郵送します。8月1日(木)からは新しい受給資格者証を使用してください。前年の所得状況が分からない場合は更新できません。所得状況が分からない人には、順次通知を発送していきますので、手続きをしてください。

重度・心身障害者の受給資格者証を持っている皆さんへ

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある人は福祉医療制度の助成対象外となりました。対象外となる人には通知します。

物価高騰対応重点支援給付金を支給します

☎ 子育て支援課・給付金特設窓口 (☎27-2776)

物価高騰の影響により、厳しい状況にある生活者を支援するため、物価高騰対応重点支援給付金を支給します。詳しくは通知や市HPを確認してください。

【住民税非課税世帯】

対 令和6年6月3日時点で、市内に住民登録があり、令和6年度住民税非課税世帯の世帯主

¥ 1世帯あたり10万円

申 対象者には申請書類を6月下旬に発送しました

【住民税均等割のみ課税世帯】

対 令和6年6月3日時点で、市内に住民登録があり、令和6年度の住民税均等割のみ課税者または住民税均等割のみ課税者および住民税非課税者で構成されている世帯の世帯主

¥ 1世帯あたり10万円

申 対象者には申請書類を6月下旬に発送しました

【こども加算給付】

対 令和6年6月3日時点で、市内に住民登録があり、令和6年度物価高騰対応重点支援給付金を支給した、18歳以下の児童がいる世帯

※令和6年6月3日以降に出生した児童も申請により対象となります

¥ 児童1人当たり5万円

申 申請書類を住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯への通知に同封しました

* *

いずれも

申請期限 10月31日(木)



▲市HP

【注意事項】

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)または令和5年度物価高騰対応重点支援給付金の対象者(受給の有無は問いません)は除きます
- 令和6年1月1日時点の住所地が本市でない場合や住民税の修正申告などにより後から給付対象となった人は、給付金特設窓口にお問い合わせください
- 給付の対象となるかについて、電話やメールによる回答はできません

定額減税補足給付金(調整給付金)を支給します

☎ 市民税課・給付金特設窓口 (☎27-2776)

令和6年度税制改正において行われる定額減税の対象者のうち、定額減税を十分に受けられないと見込まれる人に対し、調整給付金として差額を給付します。詳しくは通知や市HPを確認してください。

対 「令和6年分推計所得税額」、「令和6年度個人住民税所得割額」のいずれかが、定額減税可能額を下回ると見込まれる人(定額減税をしきれない人)

対象者には通知または確認書を送付します

給付の対象となる人には、7月上旬に通知または確認書を送付します。内容を確認し手続きが必要な人は期限までに手続きをしてください。

【通知(圧着ハガキ)が送られてきた人】

マイナンバーによる公金受取口座の登録が確認できた人には、支給決定の通知を送付します。公金受取口座に振り込みを行うため手続きは不要です。

【確認書(封筒)が送られてきた人】

振込先の口座などを確認するための書類を送付します。通帳など口座が分かる物の写し、運転免許証など本人確認ができる物の写しを添付の上、期限までに同封の返信用封筒で返送してください。

申請期限 10月31日(木)

【注意事項】

給付の対象となるかについて、電話やメールによる回答はできません。



▲市HP

確認書の内容などに関する問い合わせは調整給付金コールセンターで受け付けます

通知や確認書の内容に関する問い合わせを、調整給付金コールセンター(☎0120-955-494)で受け付けます。

時 平日の午前8時30分~午後5時15分

福祉医療制度一覧表

対象	資格要件	申請に必要な物	
子ども	18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで	保険証	
ひとり親	①18歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭 ②18歳未満の父母のない子ども ※①②ともに18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	保険証・親の戸籍謄本・所得税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)・結婚していない証明とその日本語訳(外国籍の人)	
重度の障害者(所得基準を満たす人)	身体障害者手帳1級または2級の人	保険証・身体障害者手帳	
	障害年金1級の人	保険証・年金証書	
	特別児童扶養手当1級または2級の人	保険証・特別児童扶養手当証書・認定通知書または有期認定通知書	
	療育手帳A判定の人、B1判定の人、B2判定で18歳未満の子ども ※B2判定は18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	保険証・療育手帳	
	障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない人	保険証・所定の診断書	
精神疾患での受診者	通院	自立支援医療費の受給者	保険証・自立支援医療受給者証
	入院	精神保健指定医により入院加療の必要があると診断され、本人、配偶者および世帯主の市民税の合計額が23万5,000円未満の世帯に属する人	保険証・本人、配偶者、世帯主および被保険者の市町村民税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)

※課税年度の1月1日に本市に住所がない人は市町村民税の課税状況が確認できる物が必要です

医療費の抑制にご協力を

福祉医療制度でかかる医療費は、皆さんの税金で支払われます。「早期の受診・治療、薬剤の適正な服用」「重複受診・頻回受診を避ける」「ジェネリック医薬品を希望する」など、ご協力をお願いします。

